新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証第4号の 認定申請に必要な書類

【認定要件(次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります)】

- ・経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること
- ・経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等による影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

		法人	個人	
1		中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書		
	2	売上高計算表 (セーフティネット保証第4号)		
	3	法務局が発行する履歴事項全部証	事業所所在地が確認できる書類の写し	
		明書またはその写し	(所得税確定申告書、ホームページ、	
		(3ヵ月以内に発行されたもの)	パンフレット等)	
	4	許認可等を必要とする業種は、許認	可証の写し	
	5	最近1カ月の売上高等が確認できる書類の写し		
		(試算表、売上台帳等の財務諸表)		
		※書類には署名捺印または記名押印により原本証明をしてください。		
	6	上記期間後の2カ月の売上高等の見	込表 (任意様式)	
	※書類には署名捺印または記名押印をしてください。		印をしてください。	
	7	前年同期 (3カ月) の売上高等が確認できる書類の写し (国税申告書、試算表、売上台帳等の財務諸表)		
		※書類には署名捺印または記名押印により原本証明をしてください。		
	8	(代理申請の場合) 委任状		